

兵庫県医師国民健康保険組合規約の一部改正

(現 行)

第4章 保 健 事 業

(傷病見舞金)

第24条の2 組合は、第二種組合員が傷病のため入院にいたったときは、その入院日数に応じ、傷病見舞金を支給することが出来る。

入院1日につき 4,000円

ただし、第二種組合員が自宅療養（組合規約第15条第2項により規制される保険医療機関での入院を含む）となるときは、第1項で規定する傷病見舞金の2分の1相当額を傷病見舞金として支給するものとする。

- 2 組合は通算して 180日間を限度として、傷病見舞金を支給するものとする。
- 3 組合は傷病見舞金の支給期間が満了した組合員が、その期間満了の日から起算して180日以上経過したのち、入院又は自宅療養となっている第二種組合員に対し、申請により再び傷病見舞金を支給することが出来る。
- 4 傷病見舞金の総支給日数は、通算360日とする。

(改 正)

第4章 保 健 事 業

(傷病見舞金)

第24条の2 組合は、第二種組合員が傷病のため入院にいたったときは、その入院日数に応じ、傷病見舞金を支給することが出来る。

入院1日につき 5,000円

ただし、第二種組合員が組合規約第15条第2項により規制される保険医療機関での入院となるときは、第1項で規定する傷病見舞金の2分の1相当額を傷病見舞金として支給するものとする。

- 2 組合は通算して 360日間を限度として、傷病見舞金を支給するものとする。
- 3 削除
- 4 削除

この規約は平成21年4月1日より施行する

(経過措置)

この規約の施行日（以下「施行日」という。）の前日までに入院した者に係る傷病手当金等の支給については、従前の例によるものとする

